

KECC 第10回人事・労務セミナー

法改正や会社の変化に合わせて 見直しておきたい就業規則のポイント

日時

2025年2月5日(水) 14:00-16:00 (13:50 受付開始)

会場

オンライン開催

*Zoom(ウェビナー)によるご聴講となります

参加費

無料

お申し込み▼

下記URL / 二次元コードにて

申込〆切:2月4日(火)

<https://kecc.mhlw.go.jp/20250205/>



※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:10

◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内

14:10~14:55

第1部 来年度に向けての就業規則見直しのポイントとは？

就業規則は一度作ってしまえば大丈夫、というわけではありません。たびたびの法改正対応はもちろんのこと、会社の現在、そしてこれらに向けて定期的に見直しをしていただくことが大切です。来年度に向けてハラスメントの問題や労務トラブルを未然に防げるようにしたい、という方向けに最新の法改正の規定例とともに見直しポイントをお話させていただきます。



登壇者: 秋津 陽子 氏

KECC相談員 / 社会保険労務士(みのり社会保険労務士事務所)

金融機関、社会保険労務士事務所、年金事務所勤務を経て「会社も社員も成長する仕組み作り」に貢献したいとの思いで、みのり社会保険労務士事務所を開業。『わかりにくい法律をわかりやすく説明すること』を得意とし、年間200件を超える労務相談をお受けしている。新しく設立される会社の保険関係の手続きや会社設立時ならではのお悩み相談など『労務のはじめの第一歩』のアドバイス実績、セミナー実績あり。その他、就業規則コンサルティングによりそれぞれの企業に合った『きちんと理解できて使える会社ルールブック作り』にも力を入れている。

14:55~15:40

**第2部 裁判例から学ぼう！
労使トラブルをなくす就業規則検討のポイント**

就業規則は、会社の労務管理において、非常に重要な役割を果たす基本的なルールです。しかし、就業規則の改定が適切になされておらず、実際の会社内のルールが適切に反映されていなかったり、条項の記載の仕方が多岐にわたる、むしろ労使トラブルの原因になってしまっているケースも見受けられます。本セミナーでは、労使トラブルを未然に防ぐための就業規則策定のポイントについて、就業規則に関する裁判例も交えながら解説いたします。



登壇者: 布浦 直 氏

KECC相談員 / 弁護士(梅田総合法律事務所)

2018年に梅田総合法律事務所に入所後、労働問題を含む様々な種類の案件を幅広く取り扱う(企業・個人を問わず)。
2022年に中小企業診断士として登録、その後、法律・経営の両面で中小企業をサポート。
近年では、特に、中小企業法務全般、中でも事業再生・事業承継の分野に注力している。

15:40~16:00

◆ 質疑応答 (*事前質問にもお答えします)

お問合せ

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪北館 ナレッジキャピタル8階 K827号室

[相談対応時間] 月曜~金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)

[アクセス] JR大阪駅 中央北口より徒歩10分

[お問合せ] TEL: 06-6136-3194

個別相談はコチラ →

